

平成29年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 出資団体監査 |
| 2 監査対象 | 株式会社四日市市生活環境公社
環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成30年1月12日 |
| 4 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社四日市市生活環境公社】

<p>(1) 金券等の管理について 郵便切手受払簿及び収入印紙受払簿において、取扱者検印の押印が漏れていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年11月28日 郵便切手受払簿及び収入印紙受払簿の押印漏れを確認し、是正を行った。また、再発防止のため、取扱者の毎日の確認、責任者の週1回の確認を周知徹底するとともに、別に集計表を作成することにより二重チェックを行うこととした。</p>
--	---

平成29年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社
 環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 平成30年1月12日
 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社四日市市生活環境公社】

(1) 内部留保について 別途積立金を含め内部留保が多額になっているが、その将来の活用方策が示されていない。株主から配当要求があった場合の対応方針も含め、内部留保の今後の扱いについて検討すること。【要望事項】	【 継続努力 】 平成30年10月 1日 配当の実施は、筆頭株主である四日市市の意向を尊重し対応する。内部留保については、将来の経営を見据え有効活用できるよう今後具体化していく。
	【 継続努力 】 平成31年 3月31日 配当の実施は、筆頭株主である四日市市の意向を尊重し対応する。内部留保については、将来的に退職給付引当金だけでは不足する退職金の支給も視野に入れて、将来の経営を見据え有効活用できるよう今後具体化していく。
(2) 経営改善について ア 自主事業のレンタルトイレ業務の実績は伸びており、営業努力の成果は認められるが、一方で新規事業開拓積立金を別途積立金に振り替えており、将来の事業展開が明確に示されていない。民間企業としてさらなる発展を図るため、新たな部門への可能性についてチャレンジすること。また、その際、定款の変更が必要であれば、変更に向けた取組みについても検討すること。 【要望事項】	【 検討中 】 平成30年10月 1日 会社の本来業務に支障が生じないことを前提として、新規事業の実施について採算性を十分精査したうえで、会社の人材と資源を最大限活かせるよう検討を重ねていく。また、事業展開の中で必要となれば、定款の変更についても検討する。
	【 継続努力 】 平成31年 3月31日 会社の本来業務に支障が生じないことを前提とし、新規事業の採算性を十分精査したうえで、会社の人材と資源を最大限活かせるよう検討を重ねるとともに、将来の事業展開に支障をきたしている年齢構成の問題を解消するため、今年度から段階的に若手職員の採用を実施し準備を進めていく。また、事業展開の中で必要となれば、定款の変更についても検討する。
イ 今ある資源をどう活用してより収益性を高めていくか、また新たにどういった事業を展開するかを見据えて、中期の経営計画を策定する必要がある。加えて、例えば労働生産性を示す指標など内部努力の成果が見えやすい指標を経年的に追跡・差異分析する取組みを導入し、明確な年間目標を立てて組織を活性化させる取組みを行うこと。【改善事項】	【 措置済 】 平成30年 8月 1日 今ある資源の有効活用や新たな事業展開を見据え、業務別に中長期的な人員配置及び経営計画を策定した。また、損益計算書、貸借対照表等の3期比較と最新の状況を取りまとめた月次経営レポートに新たな指標を組み入れ、経営に活かせるよう分析の精度を高めていく。

<p>(3) 排水施設管理について</p> <p>排水施設管理においては、注意報・警報発令時の際、素早い配置体制と機動力が強く求められる。しかし、どの部門の業務にも対応できるユーティリティープレイヤーの育成と全社挙げての協力体制の構築、パートタイマー職員の活用等の取組みを行っても、非常時体制の維持は限界に近づいているとのことである。非常時体制の抜本的な見直しも必要と考えられるので、有効な排水施設管理体制に向けて、上下水道局と協議していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>非常時の排水施設管理体制の見直しについては、発注者である四日市市上下水道局の所管する施設・設備が常に円滑に運転操作でき、適正な機能を発揮しうるために、運転管理業務を能率的に実施するという委託趣旨を踏まえ、今後、両者で協議を重ねていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>非常時には該当する各ポンプ場へ速やかに人員を配備し、常駐のうえ大雨等による浸水を防ぐために運転操作を行うことを発注者である上下水道局より要求されている。人員確保が厳しい状況ではあるが、ハローワーク・産業雇用安定センター等の公の機関に新たに正職員での募集をかけるなどして人員の確保に努め、当該任務を適正かつ能率的に果たせるように、更に協議を重ねていく。</p>

【環境部生活環境課】

<p>(1) 当法人の経営に対する指導監督について</p> <p>ア 当法人は、市民生活と直結した事業を数多く受託しており、市民サービスの充実という設立目的を果たしているか、出資者としてチェックする必要がある。本市の出資分については市民が株主であるとの認識を持ち、株主としての役割を果たしていくため、経営に対する本市の考え方を整理して、株主総会の場で意見表明すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>公社が市民サービスの充実という設立目的を果たしていけるよう、業務の実施内容をチェックしていく。また、公社が健全かつ効率的な運営を行っていけるよう、公社との会議等の場において、市民に安定的に効率的なサービスを提供していくという経営に対する本市の考え方を伝えていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>公社が市民サービスの充実という設立目的を果たすとともに、健全かつ効率的な運営を行っていけるよう、公社との会議等の場において、代表取締役及び他の役員に対し、市民に安定的かつ効率的なサービスを提供していくという経営に対する本市の考え方を伝えている。今後、株主総会の場においても本市の考え方について意見表明を行う。</p>
<p>イ 本市からの委託事業が大半を占めており、行政の補完的機能を担う第三セクターであるという設立趣旨は変わっていないが、同時に、効率性を追求すべき民間企業体でもある当法人が、今後の方向性、中期経営計画の策定、明確な年度目標の設定等を行うことができるよう適切に指導していくこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>8月に策定された中期経営計画に基づき、民間企業体として効率的な運営を行っていけるよう適切に指導していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>平成30年8月に策定された中期経営計画に基づき、民間企業体として効率的な運営を行っていくために、明確な年度目標の設定等を行うことができるよう今後も適切に指導していく。</p>

平成29年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
市民文化部文化振興課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月12日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

<p>(1) 金券等の管理について 次のおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 切手受払表及び印紙受払表において、摘要の記載漏れ。</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月28日 切手、印紙の受払時には受払簿に記入漏れがないか確認し、月末にも確認するようにした。</p>
<p>イ 金銭管理表において、訂正印漏れ及び砂消しによる字句訂正。</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月28日 字句の訂正は二重線で消したうえで訂正印を押す方法で行うこと、及び訂正印の押印漏れがないようにすることを会議などにおいて周知し、徹底を図った。</p>
<p>(2) 支出事務について 次のおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 委託料の支出において、請求書の日付の記載漏れや検査確認日の記載誤り、契約期間終了前の支出。</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月13日 請求日の日付の記載漏れをなくし、検査確認日の記載に誤りがないようにした。また、支払手続時に契約期間終了日と支払日を確認し、契約期間終了前の支出がないように適正な支払手続を行うことを徹底した。</p>
<p>イ 物品購入の見積書において、日付の記載漏れ及び修正液による日付の訂正。</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月13日 修正液による訂正を厳禁とし、不備のない見積書の提出を求めるとともに、受領時に確認することを徹底した。</p>

ウ 補助金の支出において、砂消しによる請求書の日付の訂正。	【 措置済 】 平成29年12月 8日 請求書の内容に訂正がある場合には適正な方法でなされていることを受領時に確認することを会議などにおいて周知し、徹底を図るとともに、指摘のあった請求書については、再度、提出を依頼した。
(3) 文書管理について 起案文書において、次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 修正テープによる字句訂正。	【 措置済 】 平成30年 1月13日 修正テープによる訂正は厳禁とし、字句訂正は二重線で訂正し、訂正印を押印することを徹底した。
イ 工事完成年月日の記載誤り。	【 措置済 】 平成30年 2月 1日 起案者と検査員でそれぞれチェックするようにした。
ウ 決裁権者の印漏れ。	【 措置済 】 平成29年12月 8日 決裁権者が決裁し押印漏れのないように徹底するとともに、起案者も決裁された文書が戻ってきた時点で決裁されているか、かつ押印漏れがないか確認することにした。

平成29年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
市民文化部文化振興課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月12日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

<p>(1) 固定資産の管理について 毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、固定資産を実査して台帳との数量突合を行い、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残す体制を整備すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 29年度末に固定資産棚卸表を作成し、各担当部署において、固定資産の実査を行い、文書に残す体制を整えるとともに、平成29年度末に実査を行った。</p>
<p>(2) 消費税等の会計処理について 現在、消費税等の会計処理は税込方式によっているが、収益と費用をより分かりやすく表すことができるよう、税抜方式によることを改めて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 消費税の会計処理方法の税込方式又は税抜方式を選択した場合の法人税について、検討を行った。 また、企業会計原則の継続性の原則も考慮し検討する。</p>
	<p>【継続努力】 平成31年 3月31日 消費税の会計処理方法の税込方式又は税抜方式を選択した場合の法人税について、検討を行った。 また、平成31年から実施される軽減税率制度への対応とともに、企業会計原則の継続性の原則も考慮し、引き続き検討する。</p>

<p>(3) 四日市市文化会館について ア 窓口での対応は、市民との一番近い接点である。本市の施策と一体性を持って安定かつ継続的な管理運営が行えることを理由として、公募ではなく特定して指定管理者に選ばれていることを意識して、市民サービスという考え方に立って接遇に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 四日市市が策定した「文化振興ビジョン」の目指す公益性の高い施設の管理運営を行うべく、市の最良のパートナーとの位置づけを継続するために、毎日の朝礼での情報共有や職員研修を行い、各自自覚を持って、その入口とも言える窓口業務の適正な遂行に、より一層努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 四日市市が策定した「文化振興ビジョン」の目指す公益性の高い施設の管理運営を行うべく、市の最良のパートナーとの位置づけを継続するために、毎日の朝礼において窓口職員間の情報の共有化を図るとともに、利用者の意見を聴く懇談会（年4回）や外部講師を招いて利用者の安全を守るリスクマネジメント研修（平成30年12月4日）を実施した。これらの取組みにより、各自が今まで以上に市民サービスという考え方をを持って、窓口において市民に接することができた。これからも窓口での接遇の改善に努めていく。</p>
<p>イ 四日市の地場産業である萬古焼の展示を継続して行っている。今後、市立博物館の収蔵品から有名なコレクション単位で展示する、また、他の美術館等の収蔵品を借り受けて展示する等、新たな企画を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 毎年継続して行っている萬古焼の展示について、今後も市立博物館との連携を図るとともに、当館常設展示室にふさわしい展示ができるように、他の美術館等や収集家、作家などの協力により、新たな企画に取り組む。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 萬古焼については、今後も市立博物館と連携を図り、継続して展示を行っていく。また、県外の美術館等と協力し収蔵品を借り受けるなどして、萬古焼以外のやきもの文化に市民が触れられる展示の企画に新たにに取り組むこととした。</p>

<p>ウ 文化会館友の会と賛助会員について、会員数と受取会費が減少してきている。会員がリピーターになって事業の発展につながっていくことが望ましいが、メリットがなければ会員になってもらえない。新たな会員獲得と、既存会員をつなぎとめる手立てを講じること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 大規模改修工事によりサービス提供が十分に行えないことに伴い現在休止中の文化会館友の会については、施設リニューアル後のサービス再開に向けて、会員の特典充実を検討している。また、市内企業からご支援いただくカルチャーサポートとあわせて、入会の勧誘に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 休止していた文化会館友の会については、平成31年10月のリニューアルオープンに向けて、チケットの優先予約や割引販売等の特典に加えてチケット購入時のポイント付与を新たなサービスにするなど特典を充実させて、入会募集を再開している。市内企業からご支援いただくカルチャーサポートとあわせて、リニューアルオープンのPRとともに入会の勧誘に取り組む。</p>
<p>エ 市民が様々な分野の優れた芸術文化にふれることができるよう、鑑賞機会を提供しているが、来場者数が見込みを下回る事例も見受けられる。折角の良い機会であるので、より多くの市民が鑑賞に訪れてもらえるように、一層のPRに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 「優れた芸術文化を鑑賞する機会の確保」というコンセプトのもとに様々な事業を企画しており、まさにひとりでも多くの方々に鑑賞してもらうことが目的である。魅力ある催事の企画はもとより、ホームページやSNS、YouTube等のWEBや自治会回覧、記者発表等多岐にわたるPRによって来場者を増やす。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 平成31年10月のリニューアルオープンでは、「優れた芸術文化を鑑賞する機会の確保」というコンセプトのもと、あらゆる市民に楽しんでいただけるさまざまなジャンルの魅力ある公演を開催予定である。より多くの市民に鑑賞していただけるよう、ホームページやface book、YouTube等のWEBや広報、新聞掲載などのPRを図るとともに、複数の公演チケットをセットで割引販売するなど購入していただきやすいチケットの販売方法も工夫した。</p>

<p>(4) 四日市国際交流センターについて 国際交流・多文化共生の事業、日本語サークル、外国語講座、外国人のための行政相談・法律相談等、様々な取り組みを行っている。外国人も住みやすいまちを目指して、引き続き各事業の参加機会の確保に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 在住する外国人市民が日本語や日本の生活レベルの向上が図れるように、日本語サークルのボランティアを増やし充実を図る。また、平成30年度から日本語サークルを通じて外国人市民同士によるネットワークづくりを構築し、日本人の地域社会とのつながるよう努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 外国人市民が日本語や日本の生活レベルの向上が図れるように、地区広報に日本語サークルのボランティアの募集記事を掲載するなどし、日本語学習等の支援を充実させている。また、平成30年度から日本語サークルを通じて外国人市民同士によるネットワークづくりの構築や、料理教室や持ち寄りパーティなどによって外国人と日本人がともに交流できるイベントに取り組んでいる。</p>
<p>(5) レジャー施設について 利用者を伸ばしていくためには、新しい遊具の増設や、既存遊具の更新に当たっても、同じようなものでも形をかえたものにするなどの配慮をすること。また、四日市スポーツランドのスーパースライダーを例にとると、スタートとゴールに配置する要員の経費も含めて原価を分析して、公益目的事業であっても、個々の利用料が対価に見合った妥当な額となっているか改めて検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 遊具の増設にかかるご意見については、利用者アンケートでも頂戴しているが、遊具の新設や更新に当たっては、形状を含め、利用者を飽きさせないよう工夫していきたい。また、利用料金の設定については、原価を把握し、受益者負担の立場に立つて行うことも必要ではあるが、利用者アンケートにおいては、高い、安いといった相反するご意見も頂戴している。料金の設定にあたっては、市民の憩いの場ということを考慮し、若い家族層が利用しやすい料金設定を行うということも必要な事と考える。必要な費用、原価は念頭に置きながら、過大、過小な料金設定とならないよう心掛けて参りたい。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 利用者アンケートにおいて、遊具を増設してほしいという意見もあり、遊具の新設や更新に当たっては、形状を含め、利用者を飽きさせないよう工夫していく。また、利用料については、四日市スポーツランドの遊具の利用に係る原価を把握した上で、当該利用料と比較し利用料額の妥当性を検討した。今後も、原価を把握した上で、レジャー施設が市民の憩いの場という性格を有しており、若い家族層にとって利用しやすいものとする事も踏まえて、利用料金額の設定を行っていく。</p>

<p>(6) 幹部職員による事業現場の状況把握について 当法人は、本市が出捐していた4財団法人の事業を発展的に継承しており、事業現場が市内各所に分かれている。また、本市から受託している事業も数多いので、常務理事が事業の現場に足を運んで、適切に事業が実施されているか、引き続き状況の把握に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年10月 1日 各種イベントの開催や事業の実施に合わせ、可能な限り事業現場に出向き、業務の実施状況の確認や来場者、職員の声を聴くことにより、今後の事業展開に向け、更なる状況把握に努めた。</p>
---	--

【市民文化部文化振興課】

<p>(1) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応について カナダ体操チームの事前キャンプ地に決まり、国際交流の気運を盛り上げ本市のPRにもつながる良い機会が訪れている。本市全体として有機的に取り組み、より効果的な事業に発展させるため、当法人と連携して蓄積されている国際交流のノウハウが効果的に活用できるよう、国際交流やスポーツを担当する部局も含めて協議すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 市がオリンピックのキャンプ地として海外の選手を迎え入れることは、これまで財団が行ってきた国際交流事業で培った経験を発揮できる機会ともなることから、財団を所管する当課として、庁内の関係部局への情報提供を図っていく。</p>
	<p>【継続努力】 平成31年 3月31日 市がオリンピックのキャンプ地として海外の選手を迎え入れることは、これまで財団が行ってきた国際交流事業で培った経験を発揮できる機会ともなることから、財団を所管する当課として、庁内の関係部局への情報提供を図っていく。</p>